

25年3月 特定医療法人に承認されました！

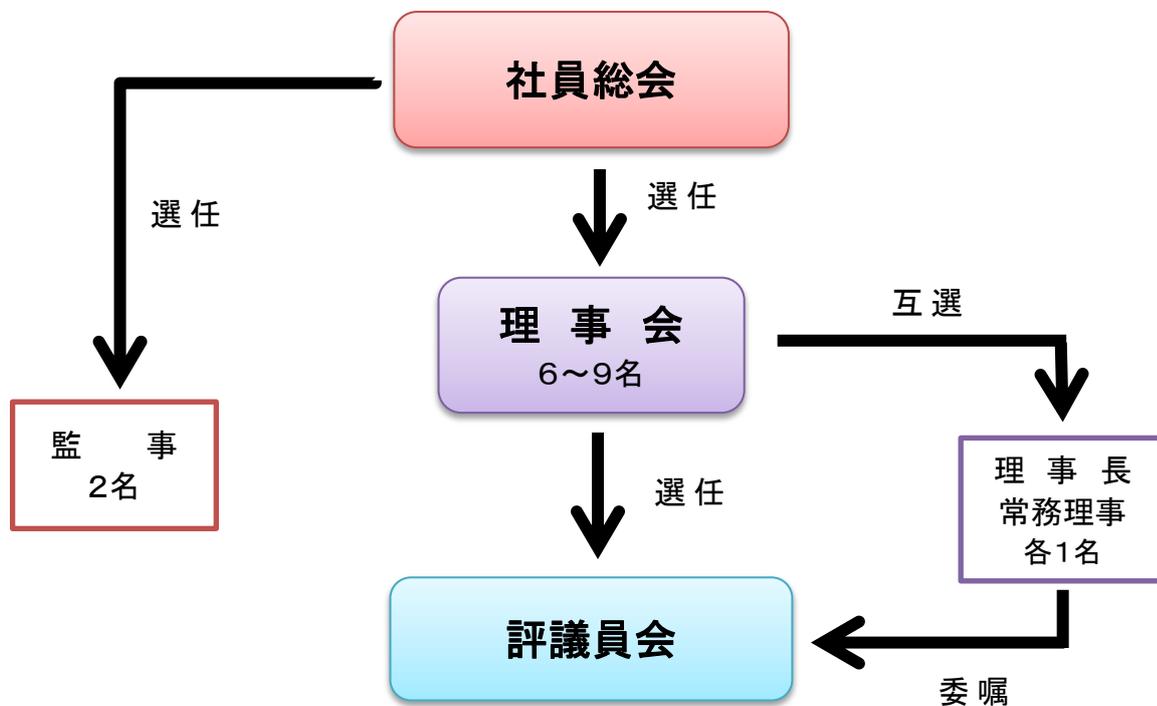
● 特定医療法人とは

租税特別措置法67条の2に定める国税庁長官の承認を受けた医療法人

医療法人の事業目的は、地域社会に対してより良い医療・介護・福祉を提供することであり、特定化により更に公益性・公共性が高まります。

毎期、厚生労働大臣の証明書交付を受け、更に所轄税務署への届出義務が発生するなど公益法人に対する監督強化がされる為、経営の透明性・健全性を保ち続けなければなりません。

● 特定医療法人の組織体系



● 各会の役割

社員総会 → 法人の意思決定の最高機関

理事会 → 法人の意思決定を円滑に進める業務執行機関

評議員会 → 社員総会・理事会の議決事項に同意するという参議院的機関